

## 豊中市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の父母」という。）の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父母に対し、自立支援教育訓練給付金を給付し、自立の促進を図ることを目的とする。

### (豊中市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業)

第2条 豊中市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業とは、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父母にこの要綱に基づき、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を給付する事業をいう。

### (対象者)

第3条 本事業の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、豊中市内に居住するひとり親家庭の父母（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる受給要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は受けることができる所得水準であること。
- (2) 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況等から判断して教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (3) 過去に訓練給付金を受給していないこと。ただし、市長が特に必要と認める者にあつてはこの限りでない。

### (対象講座)

第4条 訓練給付金の給付の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げる講座のうち第7条の規定により市長の指定を受けた講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座

- (4) 就業に結びつく可能性の高い講座で市長が別に定めるもの
- (5) その他市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者  
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者  
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額（この場合80万円を超えるとき80万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (3) 受講開始日現在において前号以外の受給資格者  
前号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

(事前相談の実施)

第6条 訓練給付金の支給に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の父母からの相談に応じるとともに受給要件について聴取等を行い、対象者に該当するか否かを確認するものとする。

- 2 前項の事前相談においては、当該ひとり親家庭の父母の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の父母の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分確認するものとする。

(受給要件の審査等)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、受講開始前に、自らが受講しようとする講座についてひとり親家庭自立支援教育訓練給付受講対象講座指定申込書（別紙様式1。以下「対象講座指定申込書」という。）を市長に提出し、

受講開始前にあらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 前項の対象講座指定申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。
  - (1) 当該申込者及びその児童に係る次の書類
    - ア 戸籍謄本又は抄本
    - イ 世帯全員の住民票の写しただし、市長が特に認める場合にあつては、市内に居住することを確認できるものとして市長が認める書類
  - (2) 当該申込者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該申込者の前年（1月から7月までの間に申込する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族の有無及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
  - (3) 当該申込者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する等、当該事実を明らかにする書類
  - (4) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」
- 3 市長は、対象講座指定申込書の提出があつたときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するとともに、対象講座の指定を行ったときはひとり親家庭自立支援教育訓練給付台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。
- 4 前項の場合において、対象講座の指定を行った旨の通知は、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付受講対象講座指定通知書（別紙様式2。以下「対象講座指定通知書」という。）により行うものとする。

（訓練給付金の支給等）

- 第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講を修了した後、受講修了日の翌日から起算して30日以内に、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書（別紙様式3。以下「支給申込書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、この限りではない。
- 2 支給申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類にあつては公簿、第2号に掲げる書類にあつては台帳によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。
- (1) 前条第2項各号に掲げる書類
  - (2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する等、当該事実を明らかにする書類
  - (3) 対象講座指定通知書
  - (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
  - (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
  - (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 3 市長は、支給申込書の提出があつたときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、支給の決定を行った旨の通知は、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（別紙様式4。以下「決定通知書」という。）により行うものとする。
- 5 訓練給付金の支給は、第3項の決定を行った後、速やかに口座振込の方法により行うものとする。
- 6 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱第7条に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

(施行細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、豊中市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から実施する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。